

# 週休 2 日工事の実施要領の改定について (お知らせ)

令和 7 年 9 月  
山口県土木建築部

建設業の担い手確保・育成に向けては、建設工事従事者の休日の確保や処遇改善を行うことが重要です。このたび、週休 2 日の実現に向けた取組を強化するため、以下のとおり、実施要領を改定することとしたので、お知らせします。

## 1 主な改定内容

### (1) 補正係数

月単位及び完全週休 2 日の補正係数を改定し、通期の補正係数を廃止する。

### (2) 経費の補正方法

- ・ 完全週休 2 日での達成が確認された場合は、完全週休 2 日の補正係数で各経費を乗じた契約変更を行う。
- ・ 月単位に満たない場合は、補正分を減額する契約変更を行う。

※月単位：連続する全ての 4 週間（28 日）において、4 週 8 休以上の休日を確保している状態

※完全週休 2 日：連続する全ての週において、土日の休日を確保している状態

### (3) 市場単価及び土木工事標準単価の取扱い

別添のとおり、諸経費体系によらず、すべて補正の対象とする。

## 2 適用基準日

令和 7 年 10 月 1 日以降、入札公告又は指名通知する工事に適用する。

## 3 その他

詳細は、技術管理課ウェブサイト（以下 URL）に掲載の「週休 2 日工事の実施要領（令和 7 年 10 月）」を参照。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23345.html>

(組織から探す > 土木建築部 > 技術管理課 > 週休 2 日の取組・余裕期間制度の活用について)

## 市場単価及び土木工事標準単価の取扱いについて

## 【令和7年9月まで】

○諸経費体系が土木工事、機械設備工事、空港土木工事の場合

種別	補正の対象
土木工事市場単価	○
下水道工事市場単価	○
港湾工事市場単価	×
土木工事標準単価	○

○諸経費体系が港湾工事の場合

種別	補正の対象
土木工事市場単価	×
下水道工事市場単価	×
港湾工事市場単価	○
土木工事標準単価	×



## 【令和7年10月以降】

○諸経費体系が土木工事、機械設備工事、空港土木工事、港湾工事の場合

種別	補正の対象
土木工事市場単価	○
下水道工事市場単価	○
港湾工事市場単価	○
土木工事標準単価	○

※詳細は、技術管理課ウェブサイトに掲載する「山口県週休2日工事対象コード一覧表（R7.10～）」を参照してください。